

各 位

会 社 名 株式会社メタプラネット
代表者名 代表執行役 CEO サイモン・ゲロヴィッチ
(東証スタンダード市場：3350)
問合せ先 執行役 CFO 奥野 晋平
<https://metaplanet.jp/ja/ir-contact>

臨時株主総会の開催並びに資本金、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 10 日付「（開示事項の経過）臨時株主総会招集のための基準日の取消し及び新たな基準日設定に関するお知らせ」において、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の基準日を 2026 年 9 月 30 日とすることをお知らせいたしましたが、本日開催の当社取締役会において、本臨時株主総会を 2026 年 12 月 18 日に開催すること並びに本臨時株主総会に係る議案として下記のとおり資本金及び資本準備金の額の減少の件を付議することを決議し、あわせて、当該資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、下記のとおり剰余金の処分を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の開催日時及び開催方法

(1) 開催日時

2026 年 12 月 18 日（金）午前 10 時 00 分

(2) 開催方法

当社定款第 14 条の定めに基づき、場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）の方式にて開催いたします。株主の皆様は、インターネットにより本臨時株主総会にご出席いただけます。なお、出席方法及び議決権行使方法等の詳細につきましては、招集ご通知にてお知らせいたします。

(3) 基準日

2026 年 9 月 30 日（水）

2. 本臨時株主総会の付議議案

決議事項

議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

3. 決議事項に関する詳細

① 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

本議案は、会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることについてご承認をお願いするものであります。

なお、かかる資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表における「純資産の部」の勘定科目間の振替処理であり、これにより発行済株式総数は減少いたしませんので、株主の皆様のお所有株式数に影響を与えるものではありません。

本議案の目的は、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ振り替えることにより分配可能額を拡充し、将来の種類株式に係る配当支払いや自己株式の取得等をより容易にすることで、当社の資本政策における財務の柔軟性を確保することにあります。

② 資本金の額の減少の内容

(a) 減少する資本金の額

2026 年 8 月 31 日現在の資本金の額 27,803,501,261 円のうち 27,803,501,260 円を減少し、減少後の資本金の額を 1 円といたします。ただし、資本金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込日として新たな株式が発行された場合は、当該新たな株式の発行により増加する資本金の額と同額分をあわせて減少し、また、当社が発行しており、又は今後発行する新株予約権が資本金の額の減少の効力を生ずる日ま

で行使された場合には、当該行使に伴う株式の発行により増加する資本金の額と同額分をあわせて減少いたします。

(b) 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(c) 資本金の額の減少の効力発生日

2026 年 12 月 30 日（水）（予定）

(d) 資本金の額の減少により発生するその他資本剰余金の額

減少する資本金の額の全額（2026 年 8 月 31 日現在：27,803,501,260 円）

③ 資本準備金の額の減少の内容

(a) 減少する資本準備金の額

2026 年 8 月 31 日現在の資本準備金の額 27,803,501,260 円のうち 27,803,501,260 円を減少し、減少後の資本準備金の額を 0 円といたします。ただし、資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込日として新たな株式が発行された場合は、当該新たな株式の発行により増加する資本準備金の額と同額分をあわせて減少し、また、当社が発行しており、又は今後発行する新株予約権が資本準備金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、当該行使に伴う株式の発行により増加する資本準備金の額と同額分をあわせて減少いたします。

(b) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(c) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2026 年 12 月 30 日（水）（予定）

(d) 資本準備金の額の減少により発生するその他資本剰余金の額

減少する資本準備金の額の全額（2026 年 8 月 31 日現在：27,803,501,260 円）

④ 日程

取締役会決議日 : 2026 年 9 月 11 日（金）

債権者異議申述最終期日 : 2026 年 12 月 16 日（水）（予定）

臨時株主総会決議日 : 2026 年 12 月 18 日（金）（予定）

効力発生日 : 2026 年 12 月 30 日（水）（予定）

4. 剰余金の処分

① 剰余金の処分の目的

上記 3. の資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補を行い財務体質の健全化を図ること、及び機動的かつ柔軟な資本政策を実施することを目的とするものであります。

② 剰余金の処分の内容

会社法第 452 条及び第 459 条第 1 項第 3 号並びに当社定款第 39 条の規定に基づき、取締役会の決議により、上記 3. の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、その効力発生日において生じたその他資本剰余金のうち 1,805,472,467 円を、2025 年 12 月 31 日現在の繰越利益剰余金の欠損額 1,805,472,467 円の填補のため、繰越利益剰余金に振り替えます。

(a) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,805,472,467 円

(b) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,805,472,467 円

(c) 剰余金の処分の効力発生日

2026 年 12 月 30 日（水）（予定）

以 上